

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成18年10月12日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

静岡ショッピングビル
静岡市駿河区曲金三丁目1番5号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町8番地8 代表取締役 亀井淳

3 変更をした事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 井坂榮	代表取締役 亀井淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 井坂榮	代表取締役 亀井淳

4 変更をした年月日

平成18年9月7日

5 届出年月日

平成18年10月6日

